

令和7年4月10日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

日本栄養士連盟
会長 井上 幸子

公益社団法人日本栄養士会
会長 中村 丁次

「日本標準職業分類への「管理栄養士」の追加」に関する要望

平素は、本会に対しまして格別の御指導、御鞭撻を賜り、厚く御礼申し上げます。

栄養・食生活は、生命を維持し、こどもたちが健やかに成長し、人々が健康で幸福な生活を送るために必要です。本会では、全ライフステージにおいて栄養・食生活に関する様々な課題がある中、行政機関はもとより、学校や保育所、企業、医療機関、福祉施設など、多領域で展開されている栄養改善活動において、より質の高い栄養の指導を目指し管理栄養士・栄養士の人材育成、活動支援を行っています。

近年の社会経済状況の多様化や疾病構造の変化、高齢化の進展等を背景に、管理栄養士と栄養士の活躍の場も各々の役割に応じて変化しています。医療、保健、福祉など様々な領域の栄養課題を解決していくため、管理栄養士と栄養士が各々の役割を果たしていくことが重要であることから、次の要望事項について、強力な御支援をお願いします。

要 望 事 項

日本標準職業分類において管理栄養士と栄養士を区別して把握できるよう、日本標準職業分類に「管理栄養士」を追加することについて、御支援をお願いいたします。

内 容

「日本標準職業分類」への「管理栄養士」の追加

栄養士法において、管理栄養士は「傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導」等を行う者として定義されている中、医療、介護等の領域では、栄養指導や多職種連携での栄養管理は栄養士ではなく管理栄養士が担っており、こうした栄養管理等に係る公的保険の算定対象も、管理栄養士が行った場合に限定されています。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第 53 号）による栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正により、今後、管理栄養士については栄養士免許を受けていない者でも管理栄養士免許を受け得ることとなり、管理栄養士であっても栄養士免許を有していない者が就業していく見込みです。

現状、様々な政府統計等において職業分類の基となっている「日本標準職業分類」において、管理栄養士は栄養士（小分類 151 栄養士）に包含されていますが※、このような状況を踏まえ、管理栄養士と栄養士を区別して把握していくことが必要となっています。

※管理栄養士は当該小分類項目「151 栄養士」の内容例示として記載

つきましては「職業分類改定研究会」（総務省）において、日本標準職業分類に「管理栄養士」を追加することをご検討いただきますようご支援をお願いいたします。